

福島市制限付一般競争入札（物品調達）実施要綱

平成20年 3月 6日制定

平成26年 9月29日改正

平成27年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

令和 6年12月 1日改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の購入、賃貸借、修繕及び印刷（以下「物品調達」という。）の制限付一般競争入札実施について、福島市財務規則（平成15年規則第34号。以下「財務規則」という。）及び競争入札心得、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 制限付一般競争入札に付することができるのは、次の各号に掲げる物品調達とする。災害等により緊急に発注する必要がある場合又は特殊な工事等の発注において入札参加者が限定される場合等、市長が特に定めた場合を除く。

（1）設計金額が1千万円以上の物品調達

（2）前記を除く物品調達にあっては、市長が特に定めたもの

（入札参加資格）

第3条 財務規則第163条第4項に定める「一般競争入札に参加する者に必要な資格」（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

（1）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

（2）財務規則第163条第1項に定める資格として、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「審査要綱」という。）による競争入札参加資格の認定を受けていること

（3）福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けている期間中でないこと

（4）福島市物品調達電子入札実施要領（以下「実施要領」）第2条第1項に定める電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合は、電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は実施要領第7条に定める紙入札参加者であること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるもののうちから必要に応じて定めるものとする。

（1）審査事項に定める物品調達の登録分類、品目に関すること

- (2) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する事
 - (3) 当該物品調達と同種品目の販売納入実績等に関する事
 - (4) その他必要な事項に関する事
- (入札参加資格要件の決定)

第4条 前条に規定する入札参加資格に係る要件は、審査要綱第9条に定める福島市競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、市長が決定する。

(入札の公告等)

第5条 制限付一般競争入札の実施にあたっては、財務規則第164条に基づき、福島市公告式条例（昭和25年条例第25号）別表の掲示場において掲示の方法により公告するとともに、その内容を福島市ホームページに掲載し、その写しを財務部契約検査課において閲覧に供する。なお、電子入札案件については、実施要領第2条第2項に定める入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）に掲載する。

2 財務規則第164条の規定のほか、次に掲げる事項も併せて公告を行うものとする

- (1) 予定価格の事前・事後公表又は非公表の旨
- (2) 入札参加資格申請の提出方法及び参加資格の決定について
- (3) 仕様書等の閲覧・配付等の方法及び期間
- (4) 質問書の提出方法及び質問受付期限
- (5) 質問に対する回答の方法
- (6) 入札方法
- (7) その他必要な事項

(制限付一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書の提出及び受付)

第6条 制限付一般競争入札の入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。様式第1号）、同種物品の販売納入実績資料（様式第2号）及び公告した入札参加資格を確認できる資料（以下「申請書及び納入実績資料等」という。）を公告した提出期限までに公告に示す方法で財務部契約検査課へ提出しなければならない。なお、電子入札案件については、電子入札システムにより申請書及び納入実績資料等を提出期限までに提出しなければならない。

2 提出期限までに申請書及び納入実績資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該制限付一般競争入札に参加することができない。

3 提出された申請書及び納入実績資料等は、次に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 提出後の差し替え及び再提出は原則として認めない
- (2) 申請書及び納入実績資料等の作成に係る費用は入札参加希望者の負担とする
- (3) 提出された申請書及び納入実績資料等の返却及び公表は行わない。また、他の用途には使用しない
- (4) その他必要がある場合は市長が定める

(入札参加資格の確認)

第7条 入札参加資格の有無については、財務部契約検査課で審査を行い、市長が確認を行う。

2 入札参加資格の確認の結果は、競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、原則として申請書及び納入実績資料等の提出期限日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に通知する。なお、電子入札案件については、入札参加資格の有無について、電子入札システムにより通知する。

3 入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、入札参加資格がないと認めた理由について所定の期間内に説明を求めることができる旨を通知する。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項に定める通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができるものとし、書面の提出は財務部契約検査課へ持参するものとする。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第2項の通知を取り消し、改めて入札参加資格のある旨の通知を行う。

4 前項の手続きは、審査委員会の議を経て、市長が行う。

5 本条第2項の回答書の内容に不服がある場合には、再苦情の申立てをすることができる。

(仕様書の閲覧等)

第9条 制限付一般競争入札の入札参加希望者は、当該入札の仕様書を公告に示す方法で閲覧、購入または交付（以下「閲覧等」という。）を受けなければならない。

2 仕様書に対する質問は、質問書（様式第3号）により作成し、公告に示す方法により財務部契約検査課へ提出するものとする。なお、電子入札案件については、電子入札システムを通じて質問を行うものとする。

3 仕様書に関する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を福島市ホームページに掲載する。なお、電子入札案件については、回答書を入札情報公開システムに掲載する。

(現場説明会)

第10条 原則として現場説明会は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(入札の執行)

第11条 入札は、第8条第3項及び第4項の手続きが終了していることを確認の上、執行

する。

2 入札の執行に際し、入札参加資格があることを確認した旨の競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）の原本又はその写しを入札参加者に提出又は提示させるものとする。ただし、郵便方式、電子入札案件の場合を除く。

3 入札及び開札は、公開とする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（2）虚偽の申請を行った者のした入札

（3）競争入札心得や仕様書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

（4）入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

（入札の中止等）

第13条 不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断される場合は入札を中止又は延期するものとする。

（入札及び契約の過程に係る苦情申立て）

第14条 第8条第1項の説明及び同条第5項の申立てに係る具体的な手続き及び本要綱に定めのない事項については、福島市入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領及び福島市入札監視等委員会運営要領の規定によるものとする。

（郵便による入札）

第15条 この要綱に定めるもののほか、郵便方式による入札の実施に関し必要な事項は、福島市郵便方式入札実施要綱に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年12月 1日から施行する。